

社会福祉法人龍口会 評議員報酬及び費用弁償規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人龍口会定款第17条に規定する評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席した場合、その他法人の業務を行うため旅行した場合は、費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、次の通りとする。

(1) 宿泊料 職員旅費規程の5級以上の職務にあるものと同等

(2) 日 当 5,000円

(3) 鉄道賃及び船賃、航空賃、バス賃については実費

(4) 車 賃

ア 片道 2km～10km 未満 500 円

イ 片道 10km～20km 未満 1,000 円

ウ 片道 20km～30km 未満 1,500 円

エ 片道 30km～40km 未満 2,000 円

オ 片道 40km～50km 未満 2,500 円

カ 片道 50km 以上 3,000 円に 1km 増す毎に 23 円加算（全路程を通算して計算する）

(職員兼務評議員の特例)

第4条 職員が評議員を兼ねる事はできない為、この規定を適用しない。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、施設職員の例による。

附 則

この規定は、平成13年11月1日から施行する。

平成19年11月 1日 改正

平成21年11月 2日 改正

平成29年 6月 9日 改正

平成30年 3月22日 改正

令和 3年 3月24日 改正

令和 6年 1月17日 改正